

令和4年度人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員に関する状況

1 任免の状況

(1) 採用の状況

(単位：人)

職種	男性	女性	計
一般行政職	1	0	1
会計年度任用職員	3	1	4
計	4	1	5

(2) 再任用の状況

(単位：人)

職種	採用人数	備考
一般行政職	0	
計	0	

(3) 職位別任用状況

(単位：人)

標準的な職名	局長		次長		課長		課長補佐		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
職員数 (令和5年3月31日)	1	0	3	0	9	0	3	0	16	0	16
昇任者数 (令和4年度)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1

(4) 退職の状況

(単位：人)

事由	男性	女性	計
定年	1	0	1
勸奨	0	0	0
普通等	0	0	0
計	1	0	1

2 職員数の状況

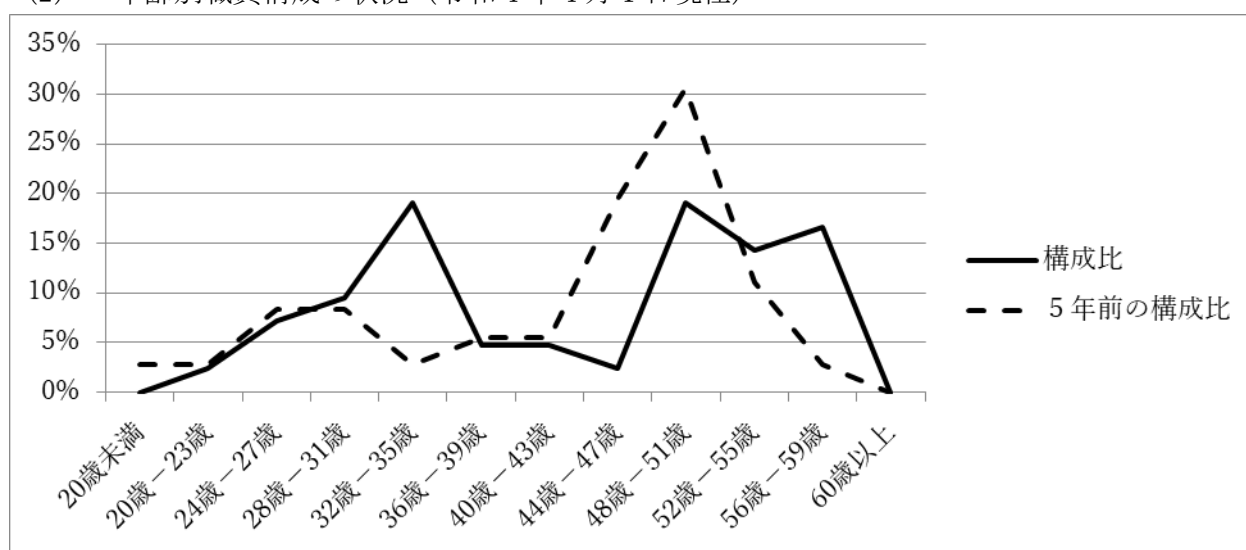
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
公営企業会計	下水道	事務局	4	5	1	派遣職員増のため
		総務	10	11	1	事務組織改正による増員
		業務	8	8	0	
		建設	9	9	0	
		維持管理	10	9	△1	異動に伴う減員
計			41 [59]	42 [59]	1 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	1	3	4	8	2	2	1	8	6	7	0	42

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	過去5年間の 増減数(率)
下水道	36	40	40	41	41	42	6 (16.7%)
公営企業会計 計	36	40	40	41	41	42	6 (16.7%)
総合計	36	40	40	41	41	42	6 (16.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 勤務成績の評定について

評定の種類	概 要	評定の活用	対象人数
人事評価	人事評価制度は、全職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力・勤務態度に基づき評価する「能力評価」・「勤務態度評価」と業績に基づき評価する「業績評価」を実施しています。評価結果は、本人に通知し、今後の人材育成に活用するとともに、次年度以降の人事異動等の参考資料にしています。	勤勉手当、昇給、昇任昇格	41人 ※人事評価実施除外者は除きます

(2) 勤務成績の評定について

評定の種類	概 要	評定の活用	対象人数
新規採用職員勤務評定	地方公務員法で定められた6か月の条件付採用期間の勤務を評定します。	正式採用	1人

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 総費用に占める職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用(A)	純損益又は 実質収支	職員給与 (B)	職員給与率 (B/A)	(参考)3年度の 職員給与率
令和4年度	千円 4,107,656	千円 171,892	千円 368,076	% 8.96	% 8.95

(2) 職員給与費の状況 (決算)

区 分	職員数 (A)	職員給与費				職員 1 人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 (B)	
令和 4 年度	42 人	千円 167,079	千円 41,433	千円 71,733	千円 280,245	千円 6,673

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和 4 年 4 月 1 日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	43.4 歳	332,700 円	487,400 円
埼玉県	41.9 歳	317,883 円	413,865 円
国	42.7 歳	323,711 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		坂戸、鶴ヶ島下水道組合	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	191,664 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	157,333 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	256,800 円	282,600 円	—	392,750 円
	高校卒	—	—	—	—

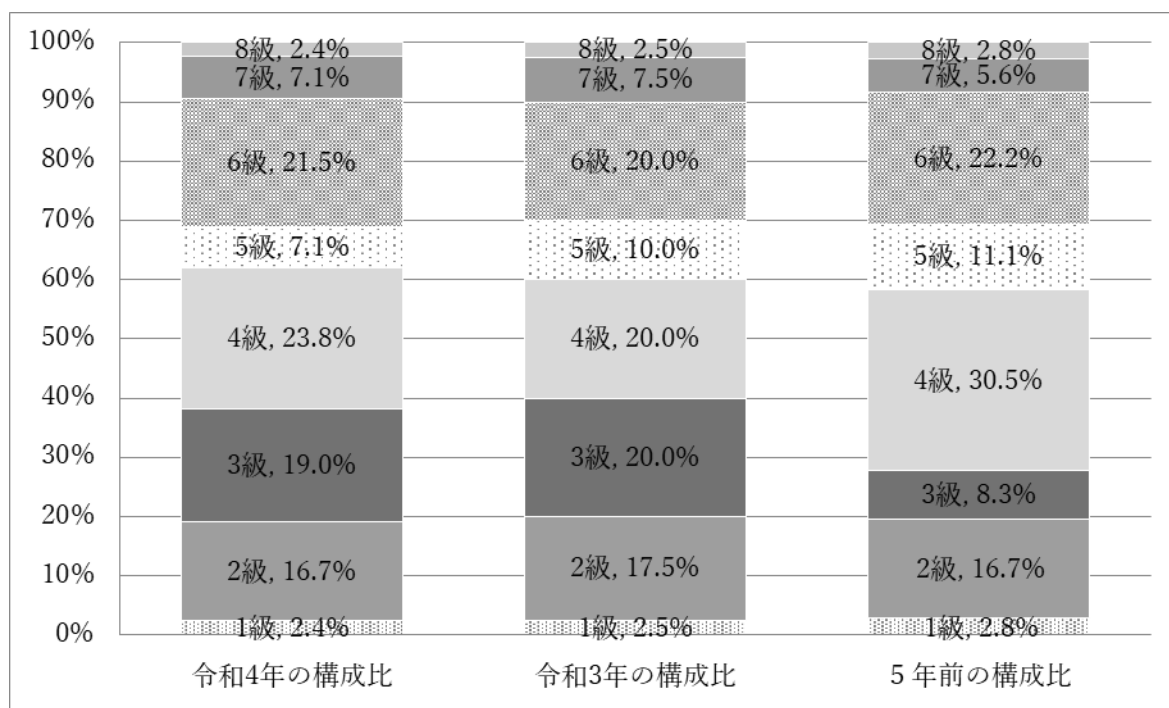
- (注) 各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
1級	主事補、技師補	1	2.4	146,100	247,600
2級	主事、技師	7	16.7	195,500	304,200
3級	主任	8	19.0	231,500	350,000
4級	係長	10	23.8	264,200	381,000
5級	課長補佐	3	7.1	289,700	393,000
6級	課長、副課長	9	21.5	319,200	410,200
7級	次長、副参与	3	7.1	362,900	444,900
8級	局長	1	2.4	408,100	468,600

(注) 1 坂戸、鶴ヶ島下水道組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

人事評価の結果を昇給額の決定に活用しています。

4 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合	埼玉県	国
(令和3年、令和4年度) 1人当たり平均支給額 令和3年度 1,691千円 令和4年度 1,708千円	(令和3年度) 1人当たり平均支給額 1,617千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.35月分) (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価の結果を勤勉手当の支給に活用しています。

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
(自己都合等)		(定年)	(自己都合等)		(定年)
—		—	—		—

(注) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合は、埼玉县市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した職員が1名であったため、「—」で表示してあります。

(3) 地域手当

支給実績（令和4年度決算）			18,114千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			431,289円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
坂戸市	10%	42人	10%

(4) 特殊勤務手当

支給実績（令和4年度決算）		84千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		9,356円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		21.4%
手当の種類（手当数）		1
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
①下水道業務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事したとき	日額 600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度実績）	2,649千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	101,872円
支給実績（令和3年度実績）	4,033千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	161,330円

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 4,031	円 212,132
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 ・所有する住宅に居住している職員で世帯主	異	持ち家の手当額 国 無 組合5,500円	4,057	144,893
通勤手当	片道2km以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		2,467	102,776

管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 月額 42,000 円～70,000 円	同		10,032	627,700
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により 週休日又は休日等に勤務した場合	同		59	4,214

※会計年度任用職員には、地域手当、通勤手当、期末手当を支給しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する状況

(1) 勤務時間の概要

- ・職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。

(2) 休暇の種類

- ・職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。

それぞれの概要は以下のとおりです。

<年次有給休暇>

労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

<病気休暇>

勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

<特別休暇>

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（種類及び日数は下表のとおり）

<介護休暇>

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

<介護時間>

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、1 日につき 2 時間まで勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

- ・会計年度任用職員には、職員に準じた休暇があります。

(主な特別休暇の種類及び日数)

項目	日数
① 選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間
② 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
③ 出産の場合	出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間
④ 妊娠中及び出産後 1 年以内の職員が母子保健法に規定される保健指導、健康診査を受ける場合	1 回につき 1 日の範囲内で必要と認められる時間
⑤ 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
⑥ 生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間
⑦ 忌引の場合	（例）配偶者、父母（血族）の場合 7 日、子（血族）の場合 5 日、伯叔父母の場合 1 日
⑧ 結婚の場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
⑨ 妻の出産の場合	3 日の範囲内で必要と認められる期間
⑩ 職員の妻の出産に際して出産にかかる子及び小学校就学前の子を養育する場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
⑪ 小学校就学前の子を看護する場合	1 年度において 5 日の範囲内で必要と認められる期間（対象となる子が 2 人以上の場合は 10 日）

(3) 年次有給休暇の取得状況

年	総取得日数	取得人数	平均取得日数
令和 4 年	573.1 日	41 人	14.0 日
令和 3 年	433.4 日	40 人	10.9 日

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

- ・育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて 3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間について、給与は支給されません。

イ 部分休業

- ・部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

休業の種類		育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規	
休業者の内訳		育児休業	うち新規	部分休業	うち新規
取得者合計		0人	0人	0人	0人
	うち女性	0人	0人	0人	0人
	うち男性	0人	0人	0人	0人

(5) 時間外勤務の状況

年度	総時間外勤務時間	支給対象人数	月平均時間外勤務時間
令和4年度	981時間	26人	3.2時間
令和3年度	1,607時間	25人	5.4時間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(人)

事由	種類	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
計		0	0	2	2

(2) 懲戒処分の状況

(人)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況（口頭によるものを除く。）

(人)

人間ドック (脳ドック含む)	リフレッシュ休暇	その他	合計
0	7	23	30

(2) 営利企業等従事状況

(人)

地域活動	研修等講師	その他	合計
0	0	2	2

7 職員の研修の状況

(1) 研修について

(a) 一般研修

研修区分	研修名	対象者	延日数	修了者数
基本研修	新規採用職員後期研修	令和4年4月1日付け 新規採用職員	3日	1人
専門研修	人権同和教育研修	全職員	1日	40人

(b) 派遣研修

研修区分	研修名等	延日数	修了者数
自治人材開発センター	新規採用職員研修 ほか4研修	10日	6人
(公社) 日本下水道協会	下水道事務職員講習会 ほか1研修	4日	2人
(公財) 埼玉県下水道公社	現場体験型実務研修	1日	2人
公正取引委員会	入札談合防止研修	1日	2人

(c) 職場研修 (OJT)

職場研修担当者を中心に各課で実施

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金の状況

- 共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である坂戸、鶴ヶ島下水道組合の負担金によって賄われています。坂戸、鶴ヶ島下水道組合の負担率は法定されており、令和4年度は次のとおりです。

共済組合の名称	負担金の額
埼玉縣市町村職員共済組合	57,015,813円

(2) 公務災害の発生状況

名 称	件 数
公 務 災 害	0 件
通 勤 災 害	0 件

9 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

令和 4 年度、公平委員会への勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の状況は、ありませんでした。